

議案第 8 4 号

労働者保護ルール改正の見直しを求める意見書の提出について

北名古屋市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、労働者保護ルール改正の見直しを求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日提出

提 出 者	北名古屋市議会議員	牧 野 孝 治
	同 上	間 宮 文 枝
	同 上	大 原 久 直
	同 上	太 田 考 則
	同 上	松 田 功

賛 成 者	北名古屋市議会議員	永 津 正 和
	同 上	山 下 隆 義
	同 上	齊 藤 裕 美
	同 上	渡 邊 麻 衣 子
	同 上	黒 川 サ キ 子
	同 上	上 野 雅 美

労働者保護ルール改正の見直しを求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

現在、国においては、「成長戦略」の名のもとに、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされている。

しかしながら、地方の現状に鑑みると、働く者の犠牲の上に描く成長戦略は、国が掲げる「経済の好循環」につながるものではない。

また、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。

よって、本市議会は国に対し、こうした現状に鑑み、下記事項を強く要望するものである。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入など、重要な改正は慎重に議論を進めていくこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正の検討を行うこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

愛知県北名古屋市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
経済再生担当大臣	甘利明	様
内閣府特命担当大臣 (規制改革)	有村治子	様